

構成施策④ 多世代居住のまちづくり

- 少子高齢化や空き家の発生などによって活力が低下している住宅地において、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み互いに支え合い、誰もがいきいきと生活できる「多世代居住のまちづくり」を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
17	多世代居住のまちづくり推進(県)	まちづくりの担い手養成講座や、地域展開の検討、普及啓発等を行い、「多世代居住のまちづくり」を推進します。

主要施策4 NPO・ボランティア等との協働

地域における多様なケアを行う体制を確保するため、NPO・ボランティアや高齢者自らを含めた地域活動を行う個人やグループの活動を促進することが重要です。

主要施策の方向

- ◇ NPO・ボランティア及び高齢者を含めた地域活動を行う個人やグループとの協働を当事者目線で推進します。
- ◇ NPO・ボランティア等の活動を促進するため、相談、情報提供や活動のための環境整備などに取り組みます。

構成施策① NPO・ボランティア等の活動の促進

- 県と社会福祉協議会等が連携して、ボランティア活動を促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
18	かながわボランティアセンターによるボランティア活動の推進(民間)	県社会福祉協議会において、ボランティア活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター」の人材育成等を実施し、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。 共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に行うセルフヘルプ等当事者団体の活動を支援します。 市町村社協ボランティアセンターへの支援を通じて、地域におけるボランティア活動を支援します。
19	かながわ県民活動サポートセンターにおけるボランティア活動の推進(県)	県民のボランティア活動支援の拠点として、活動の場や情報の提供、相談・コーディネート業務等を実施します。
20	地域介護予防活動支援事業(市町村)	介護予防に関するボランティアなどの人材や住民主体の介護予防活動の育成・支援を実施します。

構成施策② NPO等との協働

- 県は、地域の課題を効果的に解決するため、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、先進性、専門性、行動力といった特性を持つNPO等の協働を推進します。

主要施策5 ケアラー（介護者）への支援

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援する必要があります。

主要施策の方向

- ◇ ケアラーが抱える様々な課題に応じた当事者目線の支援ができるよう、関連分野や関係機関の連携を進めます。
- ◇ ケアラーに身近な市町村が中心となって支援を進められるよう、市町村の支援体制づくりを後押しします。
- ◇ 介護をしながら働く家族等（ビジネスケアラー）が、介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

キーワード ケアラー（家族介護者）

ケアラーとは、「介護」、「看病」、「療育」、「世話」、「こころや身体に不調があると家族などへの気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者・友人・知人など無償でケアする人と定義されています。（一般社団法人日本ケアラー連盟「地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の支えあいに基づく介護者支援の実践と普及に関するモデル事業報告書」（平成 27 年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業）

また、同報告書では、

- ・ケアラーは全世代にいること、
- ・老老介護や複数同時介護など、多様なケアラーが存在すること
- ・多くの時間をケアに追われ、自分の時間が十分に取れない人もいる。不本意な介護離職や勤務時間を減らすなど、働き方を変更した人もおり、行政や専門職、職場や地域の理解を強く欲していること
- ・ケアラーの多くが孤立を感じており、同居の主な介護者や認知症のある人をケアしている人の負担感が高いこと

などの実態や課題が明らかにされています。

多様なケアラーの実態に合わせた支援が求められます。



障害をもつ子どもを育てている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と介護で精一杯で他に何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くにひとりで住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

©一般社団法人日本ケアラー連盟／illustration : Izumi Shiga

構成施策① ケアラーを支えるネットワークの構築

- 県が策定する各種個別計画にケアラー支援を位置付けていきます。

ケアラー支援が位置付けられている県の個別計画等
<ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ子どもみらいプラン ・ かながわ子ども・若者支援指針 ・ 神奈川県地域福祉支援計画* ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（仮称） ・ かながわ男女共同参画推進プラン ・ かながわ人権施策推進指針 ・ かながわ困難女性等支援計画（仮称） ・ かながわ自殺対策計画* ・ 神奈川県アルコール健康障害対策推進計画 ・ 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画

- 県は、ケアラー支援に関係の深い関係課による部局横断的な「ケアラー支援庁内連絡会議」を開催して課題や支援方策について検討し、全庁的に取組を進めます。
- 県は、ケアラーやヤングケアラーの支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）のネットワーク構築や、複数の分野にまたがるなど市町村単独では対応が困難な事例の解決に向けた支援を行う「ケアラー支援専門員」を配置します。
- ケアラー支援に当たっては、様々な制度や、民間団体も含めた地域資源を組み合わせ、オーダーメイドの支援チームを編成できるコーディネーターが必要です。県は、市町村がこうしたコーディネーターを設置できるよう、コーディネーターの養成研修を行って支援します。また、地域包括支援センターが家族等からの相談に適切に対応できるよう、地域包括支援センター職員養成研修などの支援を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
21	ケアラー支援専門員配置事業(県)	ケアラー支援のためのネットワーク構築、市町村単独では対応困難な事例の解決に向けた支援を行うケアラー支援専門員を配置します。
22	地域包括支援センター職員等養成研修事業(県)	地域包括支援センターが家族等からの相談に適切に対応できるよう、地域包括支援センター職員養成研修などの支援を行います。
(3) 再掲	包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業(県)	市町村が包括的な支援体制を円滑に整備できるよう、また、体制整備にあたり重層的支援体制整備事業を活用する市町村が適切に事業を実施できるよう、市町村職員等を対象とした研修や連絡会を行うとともに、市町村ごとの実情に合わせ、専門職や先行自治体の職員等のアドバイザーを派遣し、体制整備に向けた技術的助言や支援を行います。(本掲はP44)



構成施策② ケアラーへの支援の推進

- ケアラーが、ケアしている家族等のことだけではなく、ケアラー自身の悩みや不安を気軽に相談できるよう、ケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口を設けます。また、県で設置する様々な相談窓口でケアラーからの相談に応じます。
- ケアラーがケアに追われて社会から孤立しないよう、ケアラー同士のピアサポート、交流、息抜き、学習支援、情報収集等のための居場所づくりを支援します。
- 必要な介護サービスが受けられないことを理由にビジネスケアラーが離職することがないように、引き続き介護サービス基盤の整備を進めるとともに、企業等への育児・介護休業法の周知や意識啓発を行い、仕事とケアを両立できる職場環境づくりに取り組みます。
- 市町村は、サービスの提供主体として介護保険や障害福祉サービスを提供するほか、家族等の身体的、精神的負担の軽減を図るため、地域の実情に応じて、介護している家族等の様々なニーズに対応したサービスを提供します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
23	ケアラーコールセンター事業(県)	ケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口(SNSを活用した相談・電話による相談)を設けます。
24	つながりサポート事業(県)	仕事が減り生活が苦しい、家族の介護により社会とのつながりが持てないなど、不安や生活上の課題を抱える女性を支援するため、面接相談、訪問支援、居場所の提供などの支援を行います。
25	SNS児童虐待防止相談事業(県)	虐待、子育ての不安、しつけ等の様々な子どもの悩みに関する相談を受けます。
26	ひきこもり等相談関係事業(県)	いわゆる「8050 問題」について、ひきこもる子を支え続けてきた親が、高齢化することでさまざまな問題が明るみになるケースが増えています。関係機関が連携して支援を行うとともに、関係者等にひきこもりへの正しい理解を促し、相談しやすい環境を整備します。
27	医療的ケア児支援センター運営事業(県)	医療的ケア児及びその家族等に対する相談対応、情報提供等を行います。
28	難病相談支援センター事業(県)	難病患者やその家族に対し、療養や日常生活における各種相談や就労支援等を行います。
(86)再掲	こころつなげよう電話相談事業(県)	県精神保健福祉センターにおいて、広く県民のこころの健康に関する電話相談を受け、専門的な立場から適切な対応を行います。(本掲はP88)
29	いのちのほっとライン@かながわ(県)	LINE相談により、電話相談にハードルを感じる若年層等の相談を受けます。
30	24時間子どもSOSダイヤル事業(県)	いじめなど子どものSOS全般について、夜間・休日を含めて24時間いつでも相談に応じます。
31	かながわ子どもサポートドック(県)	困難を抱える子どもを早期に把握し、相談から医療・福祉へとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」を実施します。

キーワード 8050 問題（「はちまる・ごうまる」問題）

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。高齢の親が経済的に逼迫した状態で福祉関係の相談に訪れる例が共通に確認されています。困窮するにつれて親の年金に生活を依存するなどの状況に陥ることも指摘されています。また親が要介護状態になることで、子どもが離職するなどの要因も、社会的孤立や経済的な窮迫の背景となっています。

（出典）平成30年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「長期高年齢化する社会的孤立者（ひきこもり者）への対応と予防のための『ひきこもり地域支援体制を促進する家族支援』の在り方に関する研究報告書～地域包括支援センターにおける『8050』事例への対応に関する調査～」

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
32	ケアラー居場所づくり支援事業(県)	ケアラー同士のピアサポート、交流、息抜き、学習支援、情報収集等のための居場所づくりを支援します。
33	地域子育て支援拠点事業(市町村)	子育てに関し、世代や属性を超えて交流できる場を提供します。
34	かながわサポートケア企業認証制度(県)	介護休業や休暇などに係る制度の社内制度化や、仕事と介護の両立支援に関する社内の責任者を明確化しているなど、県の定める認証基準の審査を行い、認証します。
35	家族介護支援事業(市町村)	高齢者を介護する家族等に対して、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」を開催します。また、家族へのヘルスチェックや健康相談、介護者同士の交流会等を行う「家族介護継続支援事業」により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減します。
36	地域自立生活支援事業(市町村)	高齢者の地域における自立した生活を継続するため、生活援助員の派遣、介護サービス相談員の活動支援、栄養改善の必要な方に対する配食サービス、家庭内の事故等への対応の体制整備などのサービスを実施します。
37	子育て世帯訪問支援事業(市町村)	ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を行います。
38	医療型短期入所事業所開設促進事業(県)	医療型短期入所事業所の開設を支援します。
39	障害児等メディカルショートステイ運営事業(県)	医療的ケアを必要とする在宅の重度心身障害児者を介護する家族等の負担を軽減するため、医療機関が対象児者を短期入院で受け入れる事業を実施します。
40	ケア付き通学支援事業(市町村)	医療的ケア児の円滑な通学を支援する事業を実施します。
41	医療的ケア児在宅レスパイト事業(市町村)	在宅で生活する医療的ケア児の介護を行う家族の休息(レスパイト)確保を支援する事業を実施します。
42	在宅難病患者一時入院事業(県)	ケアラーの休養や疾病等により介護が困難になった在宅難病患者が、県内の協力病院に短期間入院できる事業を実施します。
43	ヤングケアラー通訳支援事業(県)	家族等の言語支援を行うヤングケアラーを支援するため、外国語対応が必要な家庭への通訳支援を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
福祉用具・住宅改修支援事業(市町村)	65	51
認知症施策普及・相談・支援事業(県)	119	158

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわサポートケア企業認証制度の参加企業数	20社	26社	31社	36社	41社
家族介護支援事業の実施市町村数	26市町村	27市町村	29市町村	31市町村	33市町村

構成施策③ ケアラーに関する広報の充実

- ケアラーが抱える課題やその支援に対する社会の理解を深めるとともに、ケアラー本人がケアラーであると気づき、相談や支援につながるよう、広報の充実を図ります。
- 県ホームページに「ケアラー支援ポータルサイト¹」や「ヤングケアラーのコーナー²」を設け、ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービスなどの情報を提供するとともに、県民の方にケアラーの置かれている状況などについて周知を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
44	かながわケアラー支援ポータルサイトの運営(県)	県ホームページにおいて、ケアラー支援に関する情報提供やケアラーの置かれている状況などの周知を行います。
45	私立学校経常費補助(県)	ヤングケアラーに関する周知・啓発等の取組を実施した私立学校に対し、一定額を補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわケアラー支援ポータルサイトの年間閲覧数	35,805件	36,000件	42,000件	48,000件	54,000件

かながわケアラー支援ポータルサイト
(ケアラーの方が利用できる支援一覧)



ケアラーの方が利用できる支援一覧

神奈川県が取り組むケアラー（身近な方の介護、看護、日常的な世話をする方）への支援についてご案内します。

ケアラーの方が利用できる支援一覧

<p>➤ 悩みを相談したい（相談窓口）</p> <ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラー（子ども・若者）の相談 高齢者に関する相談 障がい者・障がい児に関する相談 妊娠・出産・子育ての相談 生活全般の相談（生活困窮） がん・難病に関する相談 一般的な健康相談 	<p>➤ サービスなどの支援を受けたい（各種サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者への支援 障がい者・障がい児への支援 生活の困りごと（生活困窮） 難病患者の方の在宅生活への支援 医療的ケア児への支援 がん患者への支援 	<p>➤ 同じ悩みを持つ人と話したい（当事者・居場所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ケアラースカフェ 認知症の方の介護 育児の悩み 当事者団体の活動事例紹介
--	--	---

¹ ケアラー支援ポータルサイト URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html>

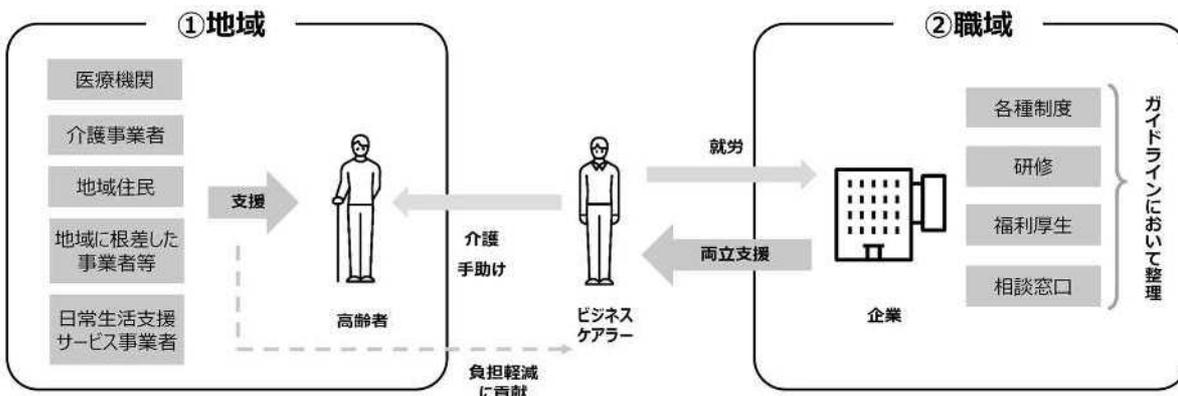
² ヤングケアラーのコーナーURL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/young-carer2021.html>

キーワード ビジネスケアラー

高齢化の進行に伴い、ビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）の数が増加しています。介護のために離職する人が全国で毎年約10万人いると見込まれ、2030年には、家族介護者のうち約4割（約318万人）がビジネスケアラーになる見込みです。

経済産業省による推計によると、仕事と介護に係る経済損失は、両立困難による労働生産性損失などにより2030年には約9.1兆円となる見込みです。

ビジネスケアラー問題への対応に当たっては、①地域における介護需要の新たな受け皿の整備、②企業における両立支援に向けた取り組みの促進を両輪で進めていく必要があります。



地域における介護需要の新たな受け皿の整備

◎高齢者が住み慣れた地域で自立度高く生活することにより、間接的にビジネスケアラーを含む家族介護者の負担を軽減

①介護需要の新たな受け皿（地域に根差したスーパー・薬局等の事業者、日常生活支援サービス（家事代行業等））の整備

②介護保険外サービスの信頼性確保

企業における両立支援に向けた取り組みの促進

◎介護休業・休暇制度の整備など、法定された制度面での支援

◎介護に係るリテラシー向上や組織内（特に上司の理解）での理解促進、相談窓口の整備といった実態面での支援

（出典）経済産業省 第13回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会資料「新しい健康社会の実現」

トピック OPEN CARE PROJECT (オープン ケア プロジェクト)

介護を「個人の課題」から「みんなの話題」へ転換することを目的として、介護当事者や介護業務従事者、メディア、クリエイター、企業等、多様な主体を横断して、介護に関する話題を議論し、課題解決に向けたアクションを推進する、経済産業省が発足させたプロジェクトです。

ロゴマークによる普及啓発や、介護当事者やクリエイターといった業種横断での対話・マッチングの場を設けることでコミュニティ拡充や、業務横断での連携に係る社会機運の醸成を図ります。



OPEN CARE PROJECT ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/opencareproject/index.html



主要施策6 多様な住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、できるだけ自立して健康に暮らすことができるよう、生活環境などの都市基盤の整備に取り組むことが必要です。

そのため、民間事業者による高齢者に配慮した住まいの供給、高齢者に対応した公営住宅の整備や福祉サービスと連携した住宅供給などの事業に取り組むことが大切です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者が安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備の促進に努めます。
- ◇ 高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供等により、入居の円滑化を支援するとともに、高齢者の様々なニーズに対応した、多様な住まいの普及を推進します。

構成施策① 高齢者向け住宅の整備

- 段差の解消や手すりの設置などを行った高齢者向け住宅の整備を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
46	高齢者向け公営住宅の整備等(県)	県営住宅の建替に当たっては、全ての住戸について室内の段差解消や手すりの設置などバリアフリー化を進めます。

構成施策② 高齢者等の居住支援の推進

➤ 居住支援の推進

高齢者は、病気や事故、安全面等への不安から賃貸住宅の入居を敬遠されることがあることから、賃貸住宅の家主から、高齢者等住宅の確保に配慮を要する者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供するなど取組を進めます。

➤ 多様な住まいの普及の推進

高齢者のみの世帯の増加を背景に、ライフスタイル・価値観の多様化に伴う「住み替えニーズ」の増大が見込まれており、介護が必要となったときに、365日、24時間安心して住み続けることができる住まいへの期待が高まっています。

2011年(平成23年)10月から施行された改正高齢者住まい法^{*}によるサービス付き高齢者向け住宅の登録制度の創設などを受けて、高齢者の様々なニーズに応える多様な住まいの周知と普及に努めていきます。

有料老人ホームについては、神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、入居者の福祉を重視した施設運営が行われるよう取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
47	神奈川県居住支援協会による取組 (県・市町村・民間)	民間賃貸住宅への入居を拒まれることが多い高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や供給の促進、その他必要な措置について協議・実施します。
48	サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進(県・指定都市・中核市)	サービス付き高齢者向け住宅の登録を促進するとともに、バリアフリーなどの住宅の質や生活支援サービスの質を確保するため、事業者等に対して、「サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針」の普及啓発や定期的な報告の徴収、立入検査を実施します。
49	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度(県・指定都市・中核市)	賃貸住宅の家主から、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
50	居住支援活動を取りまく周辺環境整備事業(県)	高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得し、居住支援活動を取りまく周辺環境を整えることにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を促進します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		2033 (令和15)
	2022 (実績)	2023 (見込み)	
サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数	14,945 戸	15,295 戸	19,500 戸

構成施策③ 住宅改修・福祉用具利用の相談体制の充実

住宅の改修や福祉用具の利用によって、高齢者の日常生活の活動能力が高まる事例があることから、市町村の高齢者福祉相談窓口や地域包括支援センターでは、在宅介護に関する相談の一つに住宅改修や福祉用具利用に関する相談を位置付け、取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
51	福祉用具・住宅改修支援事業(市町村)	福祉用具・住宅改修の効果的な活用のため、情報提供、相談、助言を行うとともに住宅改修費支給申請の理由書作成経費の補助を行います。

柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進

現状と課題

- 介護保険制度の施行後、介護支援専門員[※]等の第三者が家庭に介入することにより、高齢者への虐待が顕在化してきました。高齢者虐待防止法に基づく市町村等への相談・通報が増加する中では、対応が困難な事例も多く見受けられる状況となっています。
- 高齢者虐待のうち、認知症の人の虐待被害の割合が多いことから、認知症施策とも連動するなど、虐待の未然防止や支援のネットワークの構築が必要です。
- 施設や事業所における虐待に関する相談・通報件数も増加しているほか、内容も複雑化しています。施設等での虐待は、職員の知識・介護技術等に関する問題やストレスの問題が要因であることが多く、こうした問題に対応するとともに、身体拘束防止への取組など虐待を未然に防止する取組が必要です。
- 高齢者に対する権利侵害の問題に着実に対応するため、高齢者一人ひとりが尊重され、安心して暮らせるよう、権利擁護のしくみを充実する必要があります。

目指すべき方向性

- 高齢者虐待を防止するため、医療、保健、福祉等地域ネットワークの整備や、虐待事例に対応する市町村への支援、関係する保健福祉人材に向けた対応力向上のための研修等の実施に取り組みます。
- 介護サービス事業所等で介護に従事する職員を対象とした高齢者虐待防止のための研修の実施や、苦情・相談受付等の施設体制の整備のほか、身体拘束廃止の取組を推進します。
- 判断能力が十分でない高齢者の福祉サービス利用や日常的な金銭管理を支援するなど、一人ひとりが尊重され安心して暮らせるように権利擁護のしくみの充実に努めます。

主要施策1 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者への虐待が顕在化し、虐待対応の窓口となる市町村や地域包括支援センターに寄せられる相談や通報も増加傾向にあります。

高齢者虐待を未然に防止するため、地域ぐるみの取組が必要です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者虐待を防止するための体制の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束をしない介護の取組を推進します。

構成施策① 高齢者虐待防止の取組の推進

高齢者虐待防止法では、家庭における養護者や養介護施設等の職員による虐待により、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じていることを発見した者は、市町村や地域包括支援センターへ通報しなければならないこととされています。

➤ 市町村の役割

市町村は、地域支援事業（権利擁護事業）として高齢者虐待防止に取り組みます。
 (⇒地域支援事業の制度概要はP47 参照)

虐待の通報や届出窓口を住民に周知するとともに、通報を受けた場合は速やかに事実確認を行い、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、一時的に身柄を保護する等の安全確保を行います。

また、虐待の未然防止のほか、養護者への支援を円滑に進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、地域の実情に応じて総合相談、早期発見、見守り、適切な介護サービスの提供を行うための、高齢者虐待防止ネットワークの整備を図ります。

➤ 県の役割

県は、リーフレットやホームページを活用し、虐待の正しい知識等について県民に対して普及啓発や虐待対応を行う市町村へ必要な支援・助言を行うとともに、県内の虐待対応の状況を毎年度公表します。

〔県ホームページ「高齢者虐待防止のために」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/index.html>〕



また、介護保険施設*等の従事者による虐待の通報については、必要に応じて市町村と連携して事実確認を行い、施設や事業所への助言・指導等を行います。

虐待の未然防止及び養護者への支援に向けて、関係機関の連携強化、体制整備を図るため、有識者等で構成する「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」において、虐待防止に関する諸課題について検討を行います。

認知症の高齢者が虐待を受ける割合が多いため、会議の運営にあたっては、「神奈川県認知症施策推進協議会」とも連携します。

キーワード **かながわ高齢者あんしん介護推進会議**

高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう、高齢者に対する虐待や身体拘束の廃止等の取組を通じて介護の質の向上を図るとともに、施設や在宅での介護の諸課題を協議する組織として、2つの部会を設置して検討を行っています。

実施主体：県

構成委員：医師会、看護協会、弁護士、専門職団体、学識経験者、市町村、保健福祉事務所等のほか、県が主催する下記の2部会ならびに認知症対策推進協議会を含む

部 会：高齢者虐待防止部会……高齢者虐待防止対策の推進
 拘束なき介護推進部会……身体拘束廃止対策の推進

➤ 介護サービス相談員の活用に向けた市町村支援

施設での高齢者虐待を未然に防ぐためには、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。市町村による介護サービス相談員の派遣を支援するため、相談員の養成や資質の向上を目的とした研修を充実するとともに、事業効果の周知等により市町村での活用や施設での受入の促進を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
52	市町村の高齢者虐待対応困難事例への弁護士派遣事業(県)	養護者による高齢者虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が困難な事例について、弁護士等の専門職の派遣や相談により支援します。
53	高齢者虐待防止関係職員研修(県)	高齢者虐待の相談・通報受付や事実確認調査、養護者の支援等の対応に関わる市町村や地域包括支援センターの職員を対象に、法の趣旨を理解し、高齢者及び養護者に速やかに介入・支援できるよう、実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施します。
54	介護サービス相談員養成研修(県)	介護保険サービス利用者の相談に応じ、地域のサービスの質の向上や適正化に資する介護サービス相談員を養成し、現任の介護サービス相談員の資質の向上を図り、市町村における介護サービス相談員派遣事業の取組を推進します。
55	介護保険施設における看護職員研修(県)	介護施設等の看護職員を対象として、権利擁護意識に基づいた、介護に関する実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を、スキルに応じて段階的に実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症介護研修事業(県)	117	156

【K P I ・ 活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
高齢者虐待防止関係職員研修の受講者数	49人	160人	200人	200人	200人
介護保険施設における看護職員研修の受講者数	132人	170人	170人	170人	170人
(再掲)認知症介護実践研修の受講者数	272人	300人	320人	340人	360人

構成施策② 拘束なき介護の取組の推進

- 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は許されません。拘束のない介護の取組を推進するため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する研修を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
56	「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」の運営(県)	関係機関との連携強化や相談体制の充実を図るため、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」において諸課題を協議します。
57	高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修(県)	介護保険施設等が各地域において自ら高齢者の権利擁護及び身体拘束廃止に関する実践的な取組ができるよう、介護保険施設等の職員を対象として、階層別に研修を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわ高齢者あんしん介護推進会議等の開催数	3回	5回	5回	5回	5回

解 説

かながわ高齢者あんしん介護推進会議 高齢者虐待防止部会

かながわ高齢者あんしん介護推進会議高齢者虐待防止部会では、市町村及び県職員を対象に虐待防止に資するマニュアルを策定したほか、毎年、虐待防止関係職員への研修を実施するなど、高齢者虐待相談や通報に対応する市町村及び県職員の対応能力の向上を図っています。

また、今後はこれらを活用して、複雑化する高齢者虐待への対応力の標準化にも取り組みます。これまでに作成した市町村及び県職員対象のマニュアル等の資料は以下のとおりです。

年度	資料名
2005 (H17)	高齢者虐待防止マニュアル
2010 (H22)	市町村養介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報への対応マニュアル
2012 (H24)	養護者による高齢者虐待対応事例集
2014 (H26)	高齢者虐待防止対応マニュアル(養護者による高齢者虐待対応)
2017 (H29)	高齢者虐待対応に必要な基本的な考え方と留意点を示した研修会用資料
2019 (R 元)	高齢者虐待防止マニュアルの全面改訂

上記のマニュアル等のほか、施設や事業所への支援として、2008年度に施設職員のための高齢者虐待防止の手引きを策定したほか、高齢者虐待防止に向けた啓発リーフレットなども作成しています。

解 説

身体拘束における「緊急やむを得ない場合」について

介護保険の運営基準上、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、次の3つの要件を満たす「緊急やむを得ない場合」で、かつ、これらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されている場合以外は認められません。

<3つの要件>

- 1 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 2 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- 3 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

主要施策2 権利擁護のしくみの充実

高齢者や障害者が、相続等の際に財産の権利を侵害されたり、身体的虐待や長時間の放置及び心理的虐待等により、身体・精神面の権利を侵害されたりする事例があります。

このような権利侵害の問題に対応するため、一人ひとりが尊重され安心して暮らせるよう権利擁護のしくみを充実する必要があります。

主要施策の方向

- ◇ 権利侵害に対する相談や支援の取組を当事者目線で進めます。
- ◇ 判断能力が十分でない高齢者のサービス利用や日常的な金銭管理の支援等の権利擁護のしくみの充実に努めます。

構成施策① 地域包括支援センターによる権利擁護の取組

- 地域包括支援センターは権利侵害に対する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら、権利擁護相談や支援のための取組に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
58	権利擁護事業(地域支援事業)(市町村)	地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者等への身体・精神面、財産面の権利侵害に対する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら、権利擁護相談や支援のための取組に努めます。

構成施策② 神奈川県社会福祉協議会による権利擁護の取組

- 県は、神奈川県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が実施する権利擁護事業に対する支援を行い、権利擁護の取組の促進を図ります。

【主要事業】

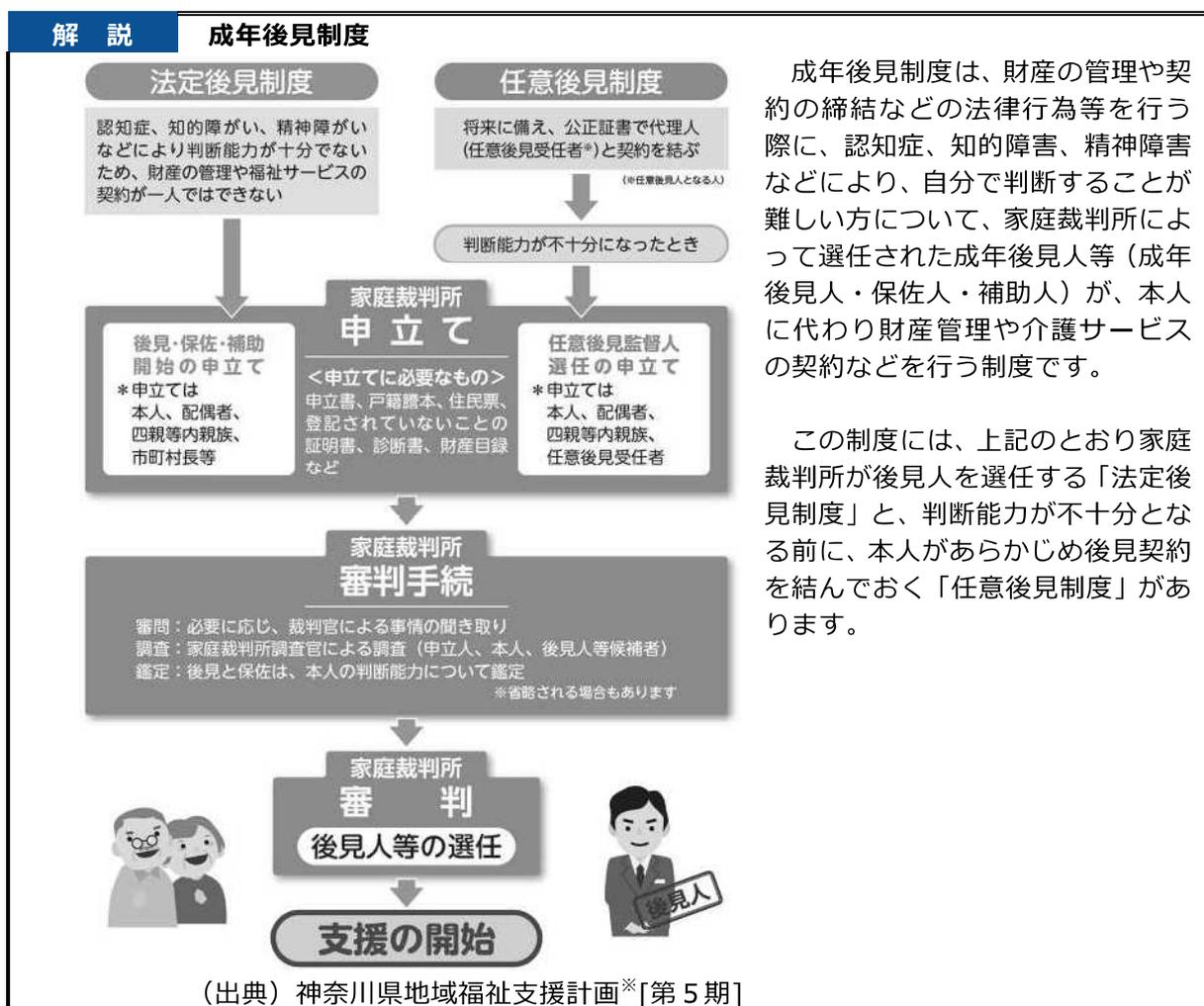
事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
59	日常生活自立支援事業の推進(社会福祉協議会)	認知症高齢者等判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用の手続きの援助や、日常的な金銭管理等の支援を行う「福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)」を市町村社会福祉協議会に委託し実施するとともに、相談を受け支援計画を作成する「専門員」や、具体的な訪問支援を行う「生活支援員」の資質向上を図る研修等の取組を行います。
60	福祉サービス苦情解決事業(社会福祉協議会)	神奈川県社会福祉協議会が設置する第三者機関「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情に対し、相談・助言・調査・あっせんを行い、また、事業者の主体的な苦情解決体制の充実を支援する事業や、県社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)」の運営を監視する事業を行います。

構成施策③ 成年後見制度の利用促進

- どの地域においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の整備等に対して、家庭裁判所、社会福祉協議会、専門職団体等と連携して支援し、成年後見制度の利用促進に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
61	かながわ成年後見推進センター事業(県)	判断能力が十分でない高齢者等が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、「かながわ成年後見推進センター」を拠点として、成年後見制度の利用を支援します。 また、市町村、市町村社会福祉協議会及び専門職団体等との成年後見制度に関する連絡会や研修を実施し、各市町村における成年後見制度の利用促進を支援するとともに、法人後見の担当者や市民後見人の人材育成に取り組みます。
62	成年後見制度推進事業(県)	認知症高齢者等の増加が見込まれる中、高齢者等の権利擁護を推進するため、市町村が実施する市民後見人の養成、資質向上及び活動支援体制の構築等を支援します。
63	成年後見制度利用支援事業(市町村)	申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合に、申立てに要する経費や成年後見人等の報酬について補助を行うとともに、成年後見制度の利用促進のためにさまざまな広報・普及活動を行います。



構成施策④ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

高齢または障害を有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者に対する支援を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
64	地域生活定着支援事業 (県)	高齢または障害を有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。

トピック 神奈川県地域生活定着支援センターの業務

地域生活定着支援センターでは、高齢または障害を有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者や被疑者・被告人等が、退所後や釈放後に、円滑に福祉サービスを受けられるよう支援をしています。

<主な業務>

- 1 矯正施設を退所する予定の人の帰住地調整支援（コーディネート業務）
- 2 矯正施設を退所した人を受け入れた施設等への助言等（フォローアップ業務）
- 3 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等（被疑者等支援業務）
- 4 犯罪をした人・非行のある人等への福祉サービス等についての相談支援（相談支援業務）

トピック 「神奈川県再犯防止推進計画」について

2016年（平成28年）12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」の第8条において、県は、国の再犯防止推進計画を勘案し、県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。それに伴い、2019年（平成31年）3月に神奈川県再犯防止推進計画を策定しました。

計画では、「就労・住居の確保」「保健医療・福祉サービスの利用の促進」「非行の防止等」「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」の5つの項目について、出所者等の雇用に協力する雇用主の確保や出所者で福祉的支援が必要な高齢者・障害者を福祉的なサービスへつなげ生活の安定を図る等再犯の防止に取り組んできました。

計画の期間が2023年度（令和5年度）末までであることから、現行計画の成果、課題や2023年（令和5年）3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画の内容等を踏まえて、令和6年度を始期とする第2期神奈川県再犯防止推進計画を策定し、引き続き再犯防止に取り組みます。

柱3 安全・安心な地域づくり

現状と課題

- 高齢者の安全を確保するためには、一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、緊急時には必要な対応をとる必要があります。また、高齢者が孤立しないよう、地域における見守りなどの支え合い活動を充実していくことが必要です。
- 高齢者が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーの街づくりを推進することが重要です。
- 高齢者が住み慣れた地域や家庭で、できるだけ自立して健康で暮らすことができるよう、医療及び介護の提供体制の整備を「まちづくり」の一環として位置づけていく視点を明確にするとともに、生活支援サービスの充実や都市基盤の整備に取り組む必要があります。
- 高齢者に関わる事故や犯罪被害などが増加傾向にあるため、高齢者の事故や犯罪被害防止に向け、総合的な取組を進める必要があります。
- 近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等により、全国各地で高齢者や障害者などが被害を受ける例が発生しました。これら災害時に特に配慮を要する要配慮者に対する支援体制を引き続き整備する必要があります。

目指すべき方向性

- 一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、事故や急病等の緊急時に迅速な対応をとるため、また、地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、行政や地域住民による見守り体制の充実に取り組みます。
- 関係団体が相互に協調しながら、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例^{*}」を推進するとともに、高齢者や障害者など誰もが安心して、快適に移動できる歩道や、誰もが利用できる公共交通機関、快適に利用できる公園など、都市基盤の整備を進めます。
- 事故や犯罪などを防止するため、県民運動や関係機関との連携のもとに交通安全対策、防犯対策や消費者被害の未然防止と救済のための取組を進めます。
- 災害時要配慮者への支援体制を整備するとともに、広域的な支援体制の確立に努めます。また、災害時において福祉的な配慮が必要な要配慮者を支援する災害救援ボランティアの育成をはじめ、関係機関や団体等の連携等による支援体制の整備に取り組みます。

指標

	指標	現状	目標
	県民ニーズ調査「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」に関する満足度	2022年 27.8% (令和4年)	2026年 29.2% (令和8年)
指標の考え方	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を推進するとともに、高齢者や障害者など誰もが安心して、快適に移動できる都市基盤の整備を進めていくことで、2026年に29.2%とすることを目標とします。		

主要施策1 地域における見守り体制の充実

高齢者の安全を確保するため、一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、緊急時には必要な対応をとる必要があります。また、高齢者が地域や社会から孤立しないよう地域で見守ることが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 地域住民等による訪問活動の充実を図ります。
- ◇ 福祉サービスの提供とあわせて安否確認を行います。

構成施策① 訪問活動の充実

- 地域の一人暮らしの高齢者などに対して、行政機関や地域住民が行う訪問活動の充実を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
65	老人クラブによる訪問活動への支援 (県・横浜市・川崎市)	老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問して、話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。 県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。
66	地域警察官による巡回連絡(県)	犯罪、各種事故その他自然災害等から高齢者を守るための防犯指導や助言等を実施するため、地域警察官が、巡回連絡の一環として訪問活動を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
民生委員・児童委員の活動支援(県・指定都市・中核市)	56	14

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
老人クラブ等による訪問活動「友愛チーム」の設置数	2,278 チーム	2,300 チーム	2,350 チーム	2,400 チーム	2,450 チーム

構成施策② 福祉サービスの提供に際しての安否確認

- 高齢者の世帯を訪問して行う生活指導や相談、配食等のサービスの際に、併せて安否確認を行います。
- また、緊急通報システムやGPS、センサーなどの機器の貸し出しを行っている市町村もあります。県は、こうした機器についてホームページで情報提供を行います。



県ホームページ
「センサー・機器等による高齢者の見守り・安否確認サービス実施企業一覧」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1215623.html>

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
67	生活援助員派遣 (市町村)	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)やサービス付き高齢者向け住宅等に生活援助員(ライフサポートアドバイザー)を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認を行います。
68	配食サービス事業 (市町村)	栄養改善の必要な高齢者に対する配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、健康状態等の変化があれば、地域包括支援センター※等の関係機関への連絡を行います。

構成施策③ 地域見守り活動の推進

- 誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、個人宅を訪問する事業者と、地域見守り活動を行うための協定を締結します。

【主要事業】

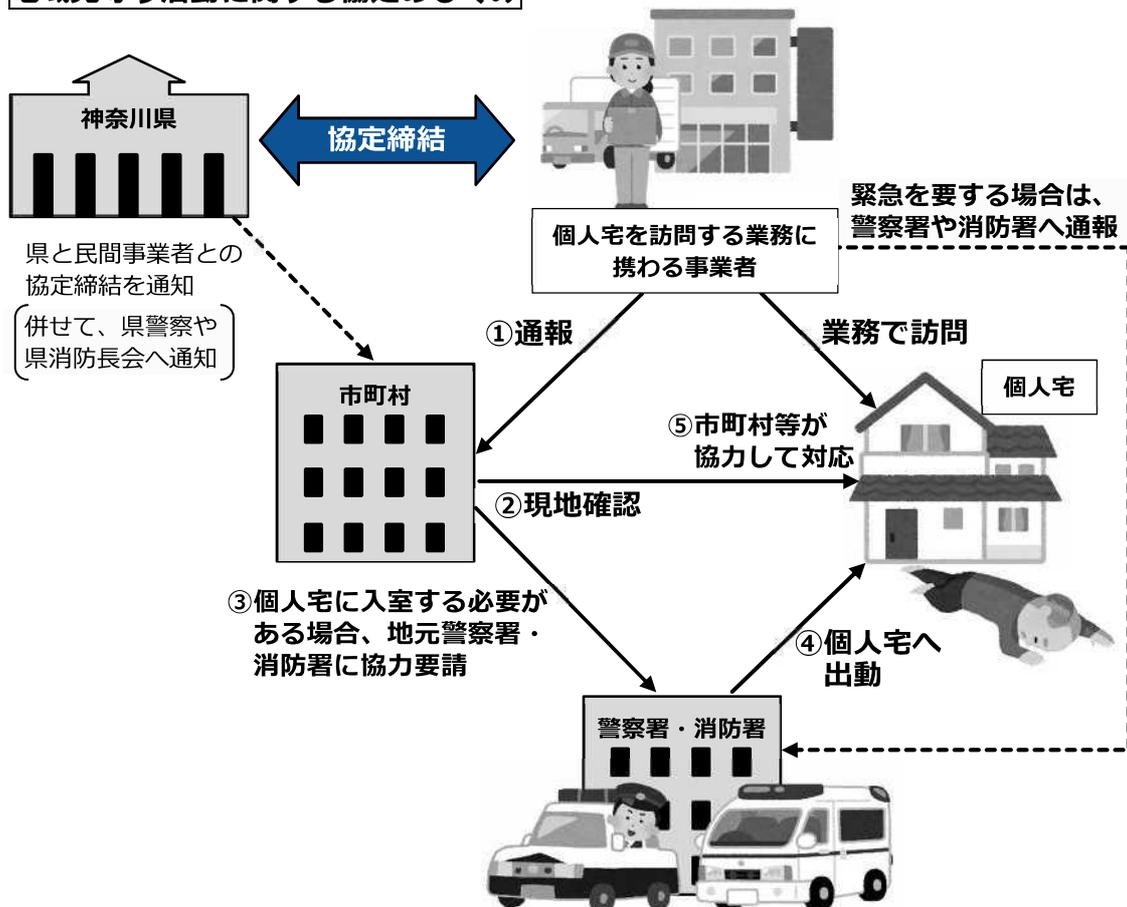
事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
69	地域見守り活動の推進 (県・民間)	孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と、地域見守り活動を行うための協定を締結します。

トピック 地域見守り活動の推進

県では、孤立死のおそれがある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげるため、2012年（平成24年）から個人宅を訪問する機会のある事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結しています。2023年（令和5年）3月現在、協定締結事業者が64事業者となり、これまでに約1,650件の通報の報告があり、うち約140件が人命救助につながっています。

今後も事業者等との協定締結を進め、地域見守り活動の輪を着実に広げることにより、孤立死・孤独死の防止につなげられるよう取り組んでいきます。

地域見守り活動に関する協定のしくみ



【人命救助につながった活動例】

- ・ 定期的に商品を配達しているお宅で、一週間前に配達した商品が玄関前にそのまま残されており、インターフォンと電話にも応答がない。郵便受けには郵便物が溜まり、玄関の電気が点いたままであったため、市役所へ通報した。通報を受けた市役所が警察と連携のうえ、対象者の自宅を訪問し、室内を確認したところ、対象者が倒れているのを発見し、救急搬送となった。
- ・ 定期的に商品を配達しているお宅で、いつも在宅している対象者がこの日はインターフォンに応答しなかった。ドアを開けたところ、玄関で倒れている対象者を発見し、救急搬送となった。

主要施策2 バリアフリーの街づくりの推進

高齢者や障害者などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるまちづくりの実現に向け、バリアフリーの街づくりを推進します。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者などが安心して快適に生活でき、自由に外出することができるやさしいまちをつくるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」*を当事者目線で推進します。
- ◇ 道路や公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

構成施策① みんなのバリアフリー街づくり条例の推進及び普及啓発

- 高齢者や障害者など、すべての県民が安心して快適に生活できる街づくりを推進するため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の推進体制の整備と普及啓発事業を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
70	みんなのバリアフリー街づくり推進事業(県)	神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信や協働の取組を進めます。また、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発やバリアフリーアドバイザーの派遣を行います。

構成施策② 福祉有償運送等の推進

- 公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者などを対象として、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送について、制度の普及啓発を図るため、高齢者や障害者等の相談に応じる行政職員及び相談支援機関の職員等を対象とした研修を実施します。
- また、住民主体の移動支援について、取組が広がるよう先進事例の市町村への情報提供に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
71	福祉有償運送推進事業(県)	NPO法人との協働により、市町村担当者向け制度説明会や福祉有償運送制度の普及啓発のための研修を実施します。

構成施策③ 道路や公共交通機関のバリアフリー化

- 高齢者や障害者などの方が自由に移動できるよう、道路のバリアフリー化を進めます。
- 鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備やホームドアの設置を促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
72	交通安全施設等整備事業 (県*指定都市域除く)	県管理道路において、高齢者や障害者など、誰もが自らの意思で自由に移動できるよう、幅広歩道の整備や、横断歩道部の段差解消などに取り組みます。
73	交通安全施設整備事業 (県)	高齢者や障害者などが安心して道路を横断できるように、駅や公共施設の周辺等に、バリアフリー化に資する交通安全施設の整備を推進します。
74	鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助 (市町村)	鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備に対し、市町村の助成経費を補助します。
75	ホームドア設置促進事業費補助(民間)	鉄道事業者が行うホームドアの設置事業に対し補助を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
1日あたりの平均利用者数10万人以上の鉄道駅におけるホームドアの累計設置駅数	23 駅	23 駅	28 駅	31 駅	31 駅

構成施策④ 都市公園施設のユニバーサルデザイン化

- 高齢者や障害者など、誰もが安全で快適に利用できる県立都市公園施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
76	都市公園施設のユニバーサルデザイン化の推進(県)	園路の段差解消や手すりの設置、誰もが利用しやすい「みんなのトイレ」の整備など、県立都市公園施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

主要施策3 事故や犯罪被害などの防止

高齢者に関わる事故や犯罪被害などが増加しています。事故の防止のためには、広く県民に高齢者の行動特性を理解していただくとともに、高齢者自らも、事故に遭わない行動をとることが大切です。

主要施策の方向

◇ 高齢者の事故や犯罪被害などの防止に向け、県民運動や市町村との連携のもとに総合的な取組を進めます。

構成施策① 交通安全対策の充実

○ 高齢者に関わる交通事故を防止し、安全かつ快適な交通社会を実現していくため、交通安全教室の開催など、総合的に交通安全対策を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
77	交通安全県民運動の推進(県)	交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指して、毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、ドライバー等に対する高齢者の行動特性などについての啓発活動を行うなど、交通安全県民運動を実施します。
78	県警察による高齢者への交通安全教育の推進(県)	高齢運転者が交通事故を起こさないため、シルバードライビングスクールや高齢者運転免許自主返納サポート制度の拡充を推進するとともに、高齢者が交通事故に遭わない(被害者にならない)ため、参加・体験型交通安全教育(トラビック、生き生きシルバートレーニング等)を実施します。
79	高齢者への交通安全教育の推進(県・民間)	高齢者が交通事故に遭わない、起こさないために、高齢者の特性や高齢者の交通安全意識の高揚とその地域のリーダー養成のための講習会等を実施するほか、地域の交通安全ボランティアなどを活用して、「高齢者世帯セーフティーアドバイス事業」などを実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域警察官による巡回連絡(県)	74	66

構成施策② 防犯対策の推進

- 警察による防犯指導など、地域における防犯対策を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
80	高齢者防犯対策事業 (県)	各警察署と警察本部が連携し、高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺をはじめとする各種犯罪被害の防止に向け、防犯講話、キャンペーン等のあらゆる機会を通じて防犯指導を行うとともに、官民連携した防犯環境整備に取り組み、犯罪に遭いにくいまちづくりを促進します。
81	防犯指導等の実施 (県)	市町村等と連携しながら、県内各地域において防犯指導等を実施することにより、県民の防犯意識や地域の防犯力を高めるとともに、地域における自主的な防犯活動・啓発活動を促進します。
82	特殊詐欺被害防止対策の推進(県)	特殊詐欺被害防止を図るため、高齢者をはじめとした幅広い世代に対し普及啓発活動を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域警察官による巡回連絡(県)	74	66

【K P I ・ 活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
各種防犯キャンペーンの参加人数	5,000人	5,000人	5,500人	5,500人	5,500人

構成施策③ 高齢者の消費者被害の未然防止と救済

- 高齢者からの消費生活相談件数が増加傾向にあります。一人暮らしの高齢者が増えており、身近に相談する人がいないことで被害が深刻化することも多いと考えられるため、関係機関と幅広い連携を進め、高齢者の消費者被害未然防止と救済のための取組を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
83	高齢者の消費者被害未然防止のための消費者教育の推進(県)	高齢者団体、障害者団体をはじめとする関係機関と幅広い連携を進め、高齢者、障害者等に伝わりやすい啓発資料の作成などを通じて消費者被害の未然防止に取り組みます。 また、高齢者や障害者だけでなく、地域で見守る方々などに対しても、出前講座などの消費者教育を実施します。
84	消費者安全確保地域協議会の設置促進(県、市町村)	県と市町村の消費生活部局、福祉部局での協議の場を設定し、「消費者安全確保地域協議会」設置にかかる課題解決に向けた個別の助言、働きかけを通じて、市町村における法定協議会設置を促進します。
85	消費生活相談の充実(県)	身近な市町村での消費生活相談窓口を支援するとともに、県の専門的・広域的な相談機能の向上を図り、県全体として消費生活相談体制を充実します。また、福祉の現場との連携等を進め、高齢者、障害者等の特性に配慮した相談対応に取り組みます。

構成施策④ 犯罪被害者等への支援

- 犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成をめざし、かながわ犯罪被害者サポートステーション等において、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供するとともに、被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民等への理解を促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
86	総合的支援体制の充実と支援機関との連携 (県・民間)	犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく受け取ることができるよう関係機関が連携して総合的な支援を提供できる体制を充実します。
87	日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供 (県・民間)	犯罪被害者等の負担が軽減され、少しでも早く平穏な日常生活を回復することができるよう、犯罪被害者等の状況に応じて適切できめ細かい支援を提供します。
88	県民・事業者の理解の促進(県・民間)	犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性等についての理解を深めるための取組を進めます。
89	犯罪被害者等を支える人材の育成(県・民間)	犯罪被害者等が受けた被害の早期回復と軽減のため、犯罪被害者等を支える様々な人材を育成します。

主要施策4 災害時の要配慮者への支援の推進

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等が全国各地で発生しており、さらに南海トラフ地震などの地震や津波の切迫性が懸念されていることから、高齢者等の災害時の要配慮者への支援体制を整備するなど、災害対策のさらなる推進が必要です。

主要施策の方向

◇ 市町村における要配慮者に対する支援体制の整備を支援するとともに、広域的な支援体制の確立に努めます。

構成施策① 要配慮者への支援体制の整備

- 市町村は、地域における見守り体制の整備と連動して、高齢者や障害者の居住情報を事前に把握し、災害時の救出、避難誘導、安否確認等の災害に備えた体制の整備や、住民の自主的な防災組織による訓練等への支援、防災知識の啓発などに取り組みます。
- また、高齢者・障害者等が災害時にあっても必要な生活支援を受けられる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
90	広域的な要配慮者支援 (県)	大規模災害時に高齢者や障害者等の要配慮者を広域的に支援するため、福祉関係団体等と連携して設置した「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」において、災害時の福祉的支援に関する関係機関・団体等との情報共有や連携強化を図るとともに、災害時には、一般避難所等において要配慮者への福祉支援を行う「神奈川県災害派遣福祉チーム(神奈川 DWAT)」を派遣するなど、要配慮者支援体制の強化を図ります。
91	福祉避難所市町村サポートチーム(県)	庁内関係各課で構成された「福祉避難所市町村サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営や災害時の要支援者の個別避難計画の作成に関する課題等を把握し、計画作成や避難訓練に当事者である要配慮者が参加し主体的に関わる事例の共有や課題解決に向けた協議を市町村と行うなど、災害時の市町村の要配慮者支援を後押しします。
92	市町村と高齢者福祉施設等との協定の促進(市町村、民間)	災害発生時に、在宅生活をしていただいていた高齢者が一時的に在宅での介護が困難になった場合などに、市町村が速やかに高齢者施設へ入居受入要請を行えるよう、事前に市町村と施設との間で協定を締結しておくことが重要です。そのため、「神奈川県高齢者福祉施設協議会」等の団体との連携により作成した「災害時における高齢者福祉施設と行政の対応についての協定(標準例)」に基づき、市町村と高齢者福祉施設等との協定の促進に努めます。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
災害時における市町村と高齢者福祉施設等との協定締結数	調整中				

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

柱1 未病改善の取組の推進

現状と課題

- 県は、健康と病気は二分論ではなくグラデーションであり、連続的に変化していくものであるという「未病」の考え方に立ち、食・運動・社会参加を通じた「未病改善」の取組を進めています。
- 「未病」の考え方は高齢者の心身の状態についても当てはまり、「介護を要する人」「介護を要しない人」という二分論ではなく、高齢者の心身の状態は自立、フレイル（虚弱）、要支援、要介護というように連続的に捉え、どのような状態にあっても改善を支援するという考えに立って取り組んでいくことが重要です。
- 本県では全国でも屈指のスピードで高齢化が進んでいくと予想されています。高齢者が元気でいきいきと暮らしていくためには、健康寿命の延伸に向けて日頃から未病改善に取り組むことが重要です。

健康 未病 病気

介護を要しない 介護を要する

目指すべき方向性

- 高齢になっても元気でいきいきと暮らせるよう、「かながわ未病改善宣言」に基づき、「食・運動・社会参加」を中心とした未病改善の取組を推進します。
- 「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施」や地域ケア会議、「住民主体の通いの場」など、市町村が行う未病改善の取組を支援します。
- 市町村は、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、住民等の多様な主体の参画による介護予防事業の充実を目指します。
- 高齢者の参加促進等により、地域の実情や高齢者の状態に応じた取組を推進します。
- 地域リハビリテーション*が適切に、効果的に提供されるようにするため、リハビリテーション関係機関と栄養・口腔関連機関が相互に連携を図り、高齢者に適切なリハビリテーションを提供できるしくみづくりを推進します。また、リハビリテーションに関わるこれらの人材の充実を図ります。

指標

指標	現状	目標
平均自立期間	2021年（令和3年） 男性：80.40年 女性：84.50年	2027年（令和9年） 男性：82.26年 女性：86.11年
指標の考え方	<p>「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」を実現するため、県民の平均自立期間（日常生活動作が自立している期間の平均）を延伸することが必要です。</p> <p>そこで、県民の未病改善を推進することで、県より平均自立期間が長い都道府県の中から、増加率が最も高い都道府県の増加率をめざし、平均自立期間の目標とします。</p>	

主要施策1 地域の多様な主体による「介護予防事業」の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 要支援者や要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、自立支援・重度化防止の取組を進めます。
- ◇ 地域の多様な主体による参画や、元気な高齢者の参加促進等により、地域の実情や高齢者の状態に応じた取組を当事者目線で推進します。
- ◇ 日常の暮らしの中で地域のつながりや支え合う関係を広げ、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを進めることで、未病改善の取組を促進します。
- ◇ ICTも活用して自立支援・重度化防止に携わる人材の育成を行うとともに、課題の解決に向けて市町村とともに取り組む伴走的支援に取り組みます。

構成施策① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

➤ 市町村の取組

市町村は、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進するため、地域支援事業として「介護予防事業」を実施します。また、要支援者に対する訪問介護と通所介護は、地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施します。

■介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方などの事業対象者に対するサービスです。

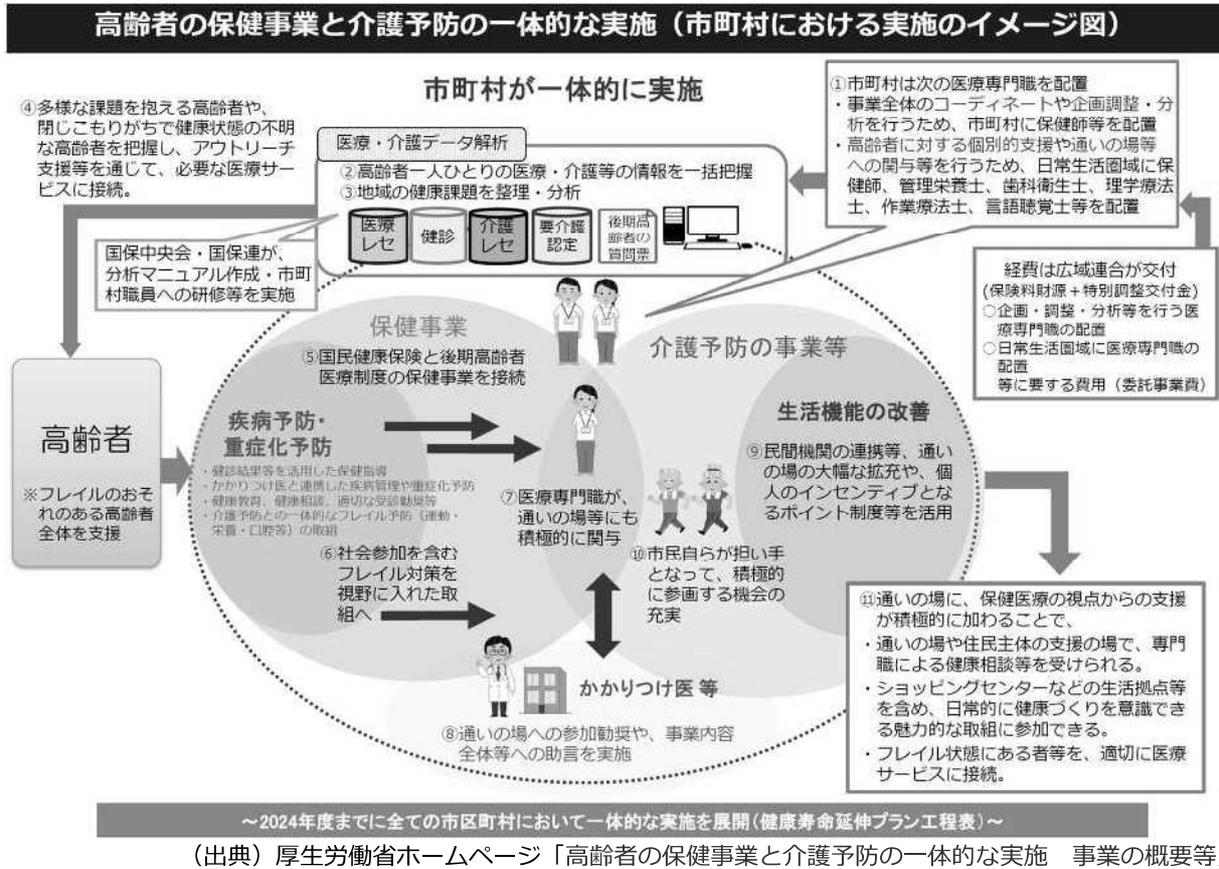
事業名	内容
訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

■一般介護予防事業

全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方が対象です。

事業名	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業	市町村が介護予防に資すると判断する地域における「住民主体の通いの場」等の介護予防活動の育成・支援を行います。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画※に定める目標値の達成状況等を検証し一般介護予防事業の評価を行います。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職による助言等を実施します。

2020年度（令和2年度）から、市町村ごとに高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に行う取組が始まっています。これにより、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえた効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな事業が進むことが期待されます。



➤ 県の取組

県は、広域的な観点から人材の養成を行うとともに、市町村の支援策の検討などを行う介護予防市町村支援委員会を開催します。

ここでの検討等も踏まえ、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施の取組を促進するため、市町村の個別の課題やニーズに対応した伴走支援に取り組みます。

また、住民主体の通いの場等における認知症未病改善やフレイル（虚弱）対策の取組を実施するとともに、元気な高齢者によるボランティア活動を推進するなど、高齢者の参加による介護予防事業の取組を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
93	介護予防市町村支援事業(県)	介護予防市町村支援委員会を運営し、地域支援事業及び介護予防サービスについて、事業効果の調査・分析・評価を行い、市町村を支援するための事業の検討などを行います。 また、市町村の「介護予防事業」や「住民主体の通いの場」で活動するボランティアやリハビリテーション専門職を対象に実務的な研修を実施します。
94	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における通いの場への伴走支援事業(県)	市町村が通いの場において実施する、生活習慣病の重症化予防等のハイリスクアプローチと生活機能の向上に向けた取組(ポピュレーションアプローチ)を効果的に進められるよう、有識者等と協働し、データ分析などを取り入れた個別の課題に応じ、支援を行います。
95	介護予防・生きがいがづくり支援事業(県・民間)	地域での様々な活動に取り組む老人クラブとの連携・協働により、健康寿命の延伸を図るために地域が主体となって実施する健康づくり等に係る講座を「ゆめクラブ大学」として開講します。 また、高齢者が地域支援事業の担い手として参加するために必要な知識・技術を習得する研修を地域の実情に応じて実施します。
(3)再掲	地域包括ケアシステム※推進のための伴走支援事業(県)	地域包括ケアシステムを推進するため、市町村が抱える地域支援事業等の施策や庁内連携、多職種連携等の課題に対し、有識者とともに個別支援を行う伴走支援事業を実施します。(本掲はP41)

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域包括支援センター※職員等養成研修(県・指定都市)	44	1
生活支援コーディネーター研修(県)	56	15
後期高齢未病改善推進事業(県・市町村)	87	98
介護・認知症未病改善プログラム事業(県・市町村・民間)	123	164

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域包括支援センター職員養成研修(現任者研修)の修了者数(再掲)	69人	80人	90人	90人	90人
住民主体の通いの場への参加者数	71,233人 (見込み)	93,200人	101,500人	102,900人	104,300人
市町村介護予防事業支援のための人材育成研修の修了者数	162人	170人	180人	190人	200人
地域包括ケアシステム推進のための市町村伴走支援事業等※に係るアドバイザーを派遣した市町村数	調整中				
ゆめクラブ大学の参加者数	738人	750人	800人	850人	900人
地域支援事業担い手養成研修の受講者数	335人	350人	400人	450人	500人

※ 下記4件の伴走支援事業で個別支援した市町村の累計数

- ① 地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業
- ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における通いの場への伴走支援事業
- ③ チームオレンジの構築に向けた伴走支援事業
- ④ 生活支援コーディネーター※

キーワード 住民主体の通いの場

住民主体の通いの場は、地域の高齢者が集い、様々な活動を主体的に行うことで、生きがいづくり、健康づくりに取り組む場であり、未病改善に寄与しています。

住民主体の通いの場とは、厚生労働省により以下のとおり定義されます。

- ・ 体操や趣味活動を行い介護予防に資すると市町村が判断する場であること。
- ・ 通いの場の運営主体は、住民であること。
- ・ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らない。
- ・ 月1回以上の活動実績があり、市町村が「主な活動内容」及び「参加者実人数」を把握しているものであること。

(厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査」による定義)



(出典) 厚生労働省ホームページ「地域がいきいき 集まろう！通いの場」
<http://kayoinoba.mhlw.go.jp/index.html>